

気をつけよう！

炭素税、3つの落とし穴

炭素税研究会

炭素税（環境省は「温暖化対策税」と呼びます）の導入がいよいよ近づいて来ました。しかし導入されるのは良い炭素税でなければなりません。以下、「これはいけない！」という炭素税の「3つの落とし穴」を説明します。このような「落とし穴」に気をつけて、良い炭素税を導入しましょう！

【第1の落とし穴：よわよわ炭素税】

実質的な税率が低すぎて削減効果がない炭素税

<ここに注意>

ケース1：低率で削減効果が弱すぎる炭素税ではいけない！

炭素税は、石炭・石油・天然ガスなどCO₂を出す化石燃料の値段を上げること（価格インセンティブ効果）によって、省エネや自然エネルギー転換などを促す政策手法です。値段があまり上がらなければCO₂削減効果は小さくなってしまいます。

税の使い道を温暖化対策にすれば低い税でも効果があるという意見もありますが、税は税、予算は予算で検討すべきものです。温暖化対策の予算は、炭素税導入にかかわらず、無駄な予算を削りつつしっかりと確保すべきです。

ケース2：今ある税の引き下げで差し引きの値段がほとんど上がらない制度変更はいけません！

現在、石油・天然ガス・電気などには色々なエネルギー税がかかっています。これらは、道路建設や石油公団、原子力への支援など、使い道には多くの問題があるものの、これまでも税がかかっていることで、エネルギーの浪費防止（つまりCO₂の排出抑制）には役立ってきました。炭素税をせっかく入れても、エネルギー税を下げて差し引きでほとんど値段の上がない制度変更だと実質的なCO₂削減効果はとても小さくなってしまいますので、問題です。

なお日本の自動車燃料などへの税は、ヨーロッパ諸国に比べると安くなっています。

【第2の落とし穴：ホネぬき炭素税】

特定の産業や燃料が減免され削減がゆるめられてしまう、ゆがんだ炭素税

<ここに注意>

ケース1：排出削減の約束もなく特定の産業の炭素税を軽くしてはいけない！

産業（工場や建設など）は日本のCO₂排出の約4割を出す大口の排出元です。削減の約束もなしに産業の税をまけてしまえば、炭素税の効果は大きく失われてしまいます。

市民も中小企業も炭素税を払って温暖化防止に努力しようとしています。技術力・資金力のある特定業種の大企業が、削減約束なしに税を免れていいはずがありません。

国際競争力への配慮などから産業の税を条件付きで軽くすることに反対するものではありません。ただし、削減計画をたてて実行する、削減できなければ普通に税をおさめることを国に対し約束する、という条件付でなければなりません。

ケース2：特定の燃料の税を軽くしてはいけません！

炭素税は、どんな燃料も同じCO₂を出すものには同じ税額と決めれば大変公平で効果的な仕組みです。特定の燃料、特に工場で沢山使われる燃料の税額を安くするような制度では、炭素税の効果も公平性も大きく失われてしまいます。

【第3の落とし穴：ウソつき炭素税】

温暖化対策にならないことや、原子力など環境破壊をもたらすものに税収を使ってしまう炭素税

<ここに注意>

ケース1：原子力や削減にならない「(政府の) 自称 温暖化対策」に使ってははいけません！

温暖化防止の税だから使い道も温暖化対策にという意見がありますが、その時私たち市民が考えるのは省エネや自然エネルギー普及のように効果があって環境にも良い対策です。

しかし日本の政府は、温暖化と無関係にやってきた政策・予算の看板だけ変えて温暖化対策だとしています。

こうした「自称 温暖化対策」には、原子力など環境破壊をもたらすもの、従来型公共事業で例えば高速道路建設やごみ焼却場建設などがあってCO₂排出が増えるもの、国際排出量取引など外国から金で排出枠を買ってくるだけで国内削減とは無縁なもの、森林対策と称して観光林道を建設すること、などなど、効果が怪しい使い道がたくさんあります。現にこういう予算の多くは政府の「地球温暖化防止・・・」などと名付けられた予算項目に堂々と入れられています。

炭素税収を温暖化対策にあてる場合は、こんな怪しいものに使ってはなりません。

ケース2：市民が納得できない公平性に反する減税に使ってはなりません！

税収を減税に回すことは歓迎ですが、その場合には、削減に努力したまじめな市民や企業が得をする仕組みにすることが大切です。

削減努力と関係なくお金持ちだけが優遇されるような減税に回すようなことがあってはなりません。

(「炭素税研究会」とは、気候ネットワーク・「環境・持続社会」研究センター・持続可能社会研究会など、いくつかのNGOメンバー・研究者・税理士・企業人などで構成し、炭素税の早期導入に向けて、研究・提言活動を行っている緩やかなグループです)

【この件に関するお問合せ先】

気候ネットワーク(東京事務所) 担当：畑、平田

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ウッドフィールド2F

TEL: 03-3263-9210、FAX: 03-3263-9463、E-Mail: kikotko@jca.apc.org